

三田市市民福祉金条例新旧対照表

現行	改正案
<p>三田市市民福祉金条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉の理念に基づき、<u>障害者、父子及び遺児</u>に三田市市民福祉金(以下「福祉金」という。)を支給することにより、その生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>障害者</u> 次に掲げる者をいう。ただし、規則で定める社会福祉施設等に入所している者を除く。</p> <p>ア <u>身体障害者</u> 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める等級が、1級、2級、3級又は4級に該当する者</p> <p>イ <u>知的障害者</u> 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所においてその障害の程度が重度若しくは中度と判定された者(兵庫県知事からA又はB1と認定された療育手帳の交付を受けた者)</p> <p>ウ <u>精神障害者</u> 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表に定める障害等級が1級又は2級に該当する者</p> <p>(2) <u>父子</u> 現に配偶者と死別し、又は離婚している男子で、かつ、婚姻をしていない18歳未満の子を扶養しているものをいう。</p> <p>(3) <u>遺児</u> 父母が死亡し、又は父母の生死が明らかでない者で、かつ、婚姻をしていない18歳未満のものをいう。</p> <p>(4) <u>保護者</u> 父母又は親権を行う者及びこれに準ずる者で、遺児を現に保護監督する者をいう。</p> <p>(福祉金の種類)</p> <p>第3条 この条例による福祉金は、次のとおりとする。</p>	<p>三田市障害者福祉金条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉の理念に基づき、<u>障害者</u>に三田市障害者福祉金(以下「福祉金」という。)を支給することにより、その生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、<u>障害者</u>とは次の各号に掲げる者をいう。ただし、規則で定める社会福祉施設等に入所している者を除く。</p> <p>(1) <u>身体障害者</u> 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める等級が、1級、2級、3級又は4級に該当する者</p> <p>(2) <u>知的障害者</u> 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所においてその障害の程度が重度若しくは中度と判定された者(兵庫県知事からA又はB1と認定された療育手帳の交付を受けた者)</p> <p>(3) <u>精神障害者</u> 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表に定める障害等級が1級又は2級に該当する者</p> <p>第3条 削除</p>

(1) 障害者福祉金

(2) 父子福祉金

(3) 遺児福祉金

(受給資格者)

第4条 この条例により福祉金の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、毎年11月1日(以下「基準日」という。)現在において障害者、父子又は遺児に該当し、かつ、その年の1月1日から基準日まで引き続き市内に居住し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)～(2) 省略

(所得制限)

第5条 障害者福祉金は、障害者の属する世帯に係る前年の所得に対する市町村民税が非課税の世帯に限り、支給するものとする。

2 父子福祉金は、父子家庭の父等に係る前年の所得が規則で定める額を超えるときは、支給しないものとする。

3 前項の規定は、遺児福祉金について準用する。この場合において、同項中「父子福祉金」とあるのは「遺児福祉金」と、「父子家庭の父等」とあるのは「遺児」と読み替えるものとする。

(申請)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者が、当該各号に定める福祉金の支給を受けようとするときは、規則で定める手続により申請しなければならない。ただし、障害者福祉金において身体障害、知的障害又は精神障害が重複する場合は、申請する者の選択により、いずれかの障害程度とする。

(1) 障害者

障害者福祉金

(2) 父子家庭の父等

父子福祉金

(3) 遺児の保護者

遺児福祉金

第7条～第14条 省略

別表(第7条関係)

福祉金	福祉金の額(年額)			
	障害者福祉金	身体障害の障害等級	知的障害の障害程度	精神障害の障害等級
	1級	重度(A)	1級	28,000円

(受給資格者)

第4条 この条例により福祉金の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、毎年11月1日(以下「基準日」という。)現在において障害者に該当し、かつ、その年の1月1日から基準日まで引き続き市内に居住し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)～(2) 省略

(所得制限)

第5条 福祉金は、障害者の属する世帯に係る前年の所得に対する市町村民税が非課税の世帯に限り、支給するものとする。

(申請)

第6条 障害者が福祉金の支給を受けようとするときは、規則で定める手続により申請しなければならない。ただし、身体障害、知的障害又は精神障害が重複する場合は、申請する者の選択により、いずれかの障害程度とする。

第7条～第14条 省略

別表(第7条関係)

福祉金の額(年額)			
身体障害の障害等級	知的障害の障害程度	精神障害の障害等級	／
1級	重度(A)	1級	28,000円

	3 級	/	/	18,200 円
	4 級	/	/	14,000 円
父子福祉金	18 歳未満の子の数	1 人	40,000 円	
		2 人以上	2 人目からに 1 人につき 10,000 円を加算した額	
遺児福祉金	18 歳未満の子の数	1 人	45,000 円	
		2 人以上	2 人目からに 1 人につき 10,000 円を加算した額	

3 級	/	/	18,200 円
4 級	/	/	14,000 円